

会 議 録

会 議 名	第 3 2 期小金井市公民館運営審議会第 1 1 回審議会		
事 務 局	公民館		
開 催 日 時	平成 2 6 年 1 0 月 2 3 日 (木) 午前 1 0 時から 1 1 時 4 5 分		
開 催 場 所	公民館本館学習室 A B		
出 席 委 員	藤井委員長 佐々木副委員長 山田委員 小島委員 亘理委員 宮澤委員 清水委員 立川委員 神島委員		
欠 席 委 員	今城委員		
事 務 局 員	前島公民館長 山崎庶務係長 若藤事業係長 大野主査 松本主査 倉澤副主査 和田副主査		
貫井北分館事業 運営受託者	N P O 法人市民の図書館・公民館こがねい 村山貫井北分館長		
傍 聴 の 可 否	可	傍 聴 者 数	0 名
傍聴不可・一部不可 の場合は、その理由			
会 議 次 第	<p>1 報告事項</p> <p>(1) 第 55 回関東甲信越静公民館研究大会について</p> <p>(2) 三者合同会議 (研修会) について</p> <p>(3) 公民館事業の報告について</p> <p>(4) その他</p> <p style="padding-left: 2em;">ア 東京都公民館連絡協議会委員部会・研修会について</p> <p>2 審議事項</p> <p>(1) 公民館事業の計画について</p> <p>(2) 公民館運営審議会ハンドブック (案) について</p> <p>(3) 平成 2 7 年度教育施策 (公民館部分) について</p> <p>(4) 公民館事業の見直しについて</p> <p>3 配付資料</p> <p>(1) 公民館事業の報告</p> <p>(2) 公民館事業の計画</p> <p>(3) 三者合同会議 (研修会) の開催について (通知)</p> <p>(4) 平成 2 6 年度教育施策</p> <p>(5) 月刊こうみんかん 1 0 月号</p> <p>(6) 第 1 0 回公民館運営審議会会議録</p> <p>(7) 貫井北センター事業運営委託評価表【公民館】</p> <p>(8) 公民館業務の見直しについて (諮問)</p> <p>(9) きたまち空間第 7 号</p>		

(10) K I T A M A C H I コース Vol. 5

(11) 平成 2 7 年度関東甲信越静公民館研究大会 in 東京チラシ

会 議 結 果

- 藤井委員長 定刻になりました。第11回の審議会を開催したいと思います。
最初に、館長、お願いします。
- 前島公民館長 おはようございます。本日もよろしくお願いたします。お忙しいところ、お集まりいただき、ありがとうございます。
初めに、会議録の承認ということで、既に皆様方には確認していただいていると思いますが、第10回の審議会の会議録についてご承認していただけますでしょうか。
- 亘理委員 すみません。一つだけ。監事の監という字が、後で気がついたんですが、幹になっておりますので、かえていただけますでしょうか。
- 前島公民館長 ありがとうございます。そのほかで特になければ、そこを訂正して承認という形でよろしいでしょうか。
(「はい」の声あり)
- 前島公民館長 ありがとうございます。
続きまして、先日、北分館の評価にご協力いただきましてありがとうございます。都合があわずにご出席いただけなかった委員の方もいらっしゃるかもしれませんが、評価結果を今日、配らせていただいております。大きい表がそうでございます。
ここで説明しますけれども、こちらの評価のほうは、文字が小さくて大きい表なので、申しわけないんですが、皆さんのものと私どもと北分館の評価させていただいて、総合的に点数化いたしまして、A評価という形となっておりますので、ご報告させていただきます。
あとアンケートも参考までについておりますが、こちらもごらんいただくと、裏のページですか、こちらの問い3をごらんいただくとわかるとおり、「満足している」「やや満足している」、こちら、非常に多くなっております。ほぼ8割の方が満足いただいているということで、詳細についてはごらんいただきたいのと、問い4、問い5に、また内訳のほうを書いておりますので、ごらんいただければと思っております。
その他の資料の説明をいいですか。
- 山崎庶務係長 はい。配付資料のご確認をお願いいたします。
まず、事前送付資料が公民館事業の計画、報告、来月にごございます三者合同会議（研修会）の開催についてのご案内、平成26年度の教育施策、「月刊こうみんかん」10月号でございます。本日配付で、机上に置かせていただきましたのが、今館長から説明のありました評価表、そして本日委員の皆様にご覧させていただきます「公民館の見直しについての諮問書」、北町分館発行の機関紙「きたまち空間」「KITAMACHIIユース」、来年度、第56回関東甲信越静公民館研究大会の案内のコピー、1年後の開催で次期委員の方が参加対象になりますが、役員会から配付依頼がありましたので、ご参考までに配付させていただきました。
以上でございます。

前島公民館長 よろしくお願ひします。

藤井委員長 内容的に、資料のところ、目を通してもらったらわかると思うんですけども、かなり大きな問題が今日の議題になると思います。時間ぎりぎり、ないしは、もうちょっとプラスするかもしれませんけれども、皆さん方の忌憚のないご意見をいつも以上に出していただいて、進行に協力していただきたいと思ひます。

1 報告事項

(1) 第55回関東甲信越静公民館研究大会について

藤井委員長 それでは、まず報告事項で、先日の第55回関東甲信越静公民館研究大会について報告を、館長も参加されたということで、まず館長からよろしいですか。

前島公民館長 ご指名がありましたので、それでは、参加した私の感想です。初日は全大会、2日目は分科会で、「防災の拠点としての公民館」に出席させていただきました。

公民館の大会には初めて参加させていただいたわけですが、非常に有意義だったと思っております。特に分科会のほうは、他の地方の島根の方達等との交流もできましたので、非常によかったです。それと、東日本大震災の際に、あちらのほうで活躍されていた天野准教授という方がいらっしゃいまして、その方が指導役ということで参加されていたんですけども、おだがいさまセンターというのをつくって、要は公民館と同じような機能を最終的にはつくり上げたというお話をされました。災害時にはそういった、孤独死等が神戸でも問題になっていましたけれども、最終的には、コミュニケーションがとれているか、いなか。そういうことが大事だということで、そこは公民館というのが、日頃から、そういう活動をしているところは重要だというお話がありました。参加したことで気づかされたこともあり、有意義なものだったなというふうな感想を持ちました。

簡単ですが、以上です。

藤井委員長 ありがとうございます。次、私も、両日ともに参加したのですが、今回は全国大会を兼ねたというところで、参加者数がかかりのもので、館長の言葉にもあったんですけども、全国から参加されているので、関東甲信越静以外から参加された方々との交流も結構多く、貴重な機会だったように私は感じました。

ただ、プログラムの内容上、過去、私、2回参加したのですが、全体の基調講演がなかったので、私自身はああいうものをある程度、期待していたんですけども、森村誠一さんのお話では、ちょっとニュアンスが違うのかなという感じがしました。

それと分科会は、私が参加したのは第3分科会というところで、「寄り合い支え合う公民館」というテーマの分科会だったのですが、これは、内容的には地元の民生委員さんとか自主防災組織とか、自治会等との連動した活動報告で、地元で寄り合い支え合うグループというの

か、そういうのをつくってきて、ある程度、成功して、今後も広めていきたいというような内容でした。

それともう一つは、全国大会の弊害かプラスか、難しいんですけども、いわゆる社会教育法以外の公民館、どうなのか、自主公民館とか、現在の私たちの公民館以前にあった公民館というものの存在を改めて知って、そういう公民館のスタッフとの話が、一致点が見出だせずに、全国で困っている地域が結構あるんだなど。彼らから見たら、社会教育法に基づいた公民館は行政の予算もついている。だけど、自主公民館の方々はそういうものがなくて、自分たちで活動しているんだという自負と、行政の予算とのせめぎ合いみたいなことが分科会での議論にもなりまして、これはかなり大きな問題だと思ったのと同時に、誰もこの辺に手をつけてないので、公民館って今後、そういう地域はどうなっていくんだろうかというような危惧が若干ありました。

これは余談ですけども、小金井から片道2時間以上、結構大変な時間だったと思います。以上です。

あと、亘理さんも分科会に参加されたので、お願いいたします。

亘理委員

私は2日目の第1分科会、「つどい・まなび・むすぶ公民館の役割」というところに参加させていただきました。

今、委員長がおっしゃいましたように、地域密着型公民館の熊谷市の事例でした。熊谷市の桜木公民館ですか。ですから、伺っていて、私どもとは随分違うなと思いましたが、何が違うかといいますと、ほんとに熱心に攻めの姿勢で地域の課題をいろいろ解決していらっしゃるんですが、それでも一応、固定化とか高齢化、低減化というような課題は残る。じゃ、その課題に対して、どうしたらいいのかという質問に対して、こういうお答えでした。公民館長や自治会長の強いリーダーシップのもとで解決するという、私どもとは違うなという地域密着型公民館のあり方というものをしっかり勉強させていただきました。

今、お金のことなども、何か事業を計画したら、市に出して、それに対して30万円、40万円というふうにいただいて、やっている。あるいは公民館費、公民館は協力費として自治会で集めてもらっているというような話でした。何か課題があると、地域策定委員会などをすぐ立ち上げて、それで乗り越えていくということもおっしゃっていましたが、最終的には公民館長の強いリーダーシップのもとというようなお話でした。

今おっしゃいましたが、全国から見えていて、全国大会であったのかとびっくりしたんですけども、懐かしい私のふるさとの言葉なども聞こえてきて、「失礼ですが、石川県の方ですか」というようにしてお話をさせていただきました、とてもいい時間をいただきました。

藤井委員長
前島公民館長

ありがとうございました。来年は東京ですよ。

そうですね。今度はルネこだいらで開催ということで、今度は非常に近いところですよ。

藤井委員長

近いですね。わかりました。それでは、これについては終わりにしま

す。

(2) 三者合同会議（研修会）について

藤井委員長 それから、三者合同会議、これは今日の送付資料の中に開催通知がありましたので、この内容で進めていきたいと思います。ただ、開催時間が午後3時からとなっておりますので、よろしく願いいたします。講演と質疑応答で約2時間ぐらい。先生のほうからレジュメを用意しておくとの事でした。質疑応答の中で、私たちから出したテーマなので、そういう質疑応答の時間も十分活用してもらって、効果のある合同会議にしたいと思います。よろしく願いいたします。

これは別に質問、その他ございませんか。いいですか。

(3) 公民館事業の報告について

藤井委員長 そうすると、次は公民館事業の報告で、これも手元の資料を見て、進めていきたいと思います。これには本町分館、貫井南・北分館の3つから報告が出ておりますが、読んでいただいて、何かご質問とか、こういう点どうしたのかという問題がありましたら、それで発言願えますか。どうぞ。

小島委員 3ページの貫井南分館の「アコースティックギター弾き語り入門」というのを読んで、これはいいなと思ったんですね。まず時間帯が7時から9時なので、平均年齢41.83歳ということで、随分いろんな方が、男性、女性まぜていらっしゃるって、最低年齢が15歳というんで、高校生さんだと思うんですけども、すごいなと思ったんです。これは以前はこのタイトルではなかったんですか。何かギターという言葉がないと、わかりづらいということから、「アコースティックギター弾き語り入門」としたと書いてあるんですけども。

松本主査 前は、「フォークサウンド弾き語り入門講座」という名称でやっていたんです。参加者から、ギターという言葉がないので、ちょっとわかりづらいというご指摘がありましたので、それで、先生とご相談した結果、このタイトルで、これから行こうということで、このタイトルになりました。

小島委員 応募人数も増えて、抽選で選んだんですね。

松本主査 そうですね。抽選で選びました。

小島委員 ありがとうございます。15歳と71歳と一緒に学ぶというのは、すごくいいなと思いましたので。ちょっと気になりましたので、質問させていただきました。

藤井委員長 ほかにございませんか。

宮澤委員 それにちなんでなんです。応募人数が32人いて、受講が18人で、ちょっと落ちた方がいらっしゃるみたいに見受けて、第2回目というか、第3回目も、落ちた方を優先的に行われたらよいかと今ちょっと感じました。何か好評のようですので、32人に対して18人でしたから、落ちた方がちょっとかわいそうですものね。

松本主査 多少、考慮しているところはあります。前回申し込んで抽選に漏れて、今回申し込まれた方については優先しているということはございます。さすがにちょっとかわいそうなので。

宮澤委員 好評ですので、また第3回目を期待したいと思います。

藤井委員長 これ、最後に発表会ってありますよね。例えば来年のセンター祭りなんかでも、彼らが発表する意向は、受講生の中にあるようですか。判断するのにまだ早いですか。

松本主査 受講の際に、もう自主サークルができておまして、そちらのほうに、続けたい方は続けていただくということをご紹介します。既にセンター祭り、今年度は、もちろん地元の貫井南センター祭りも出ました。東のほうでも出ました。それから最近、10月12日には第2回の市民文化祭、小ホールで、ここでも発表しまして、一応目標をつくって活動しておりますので、皆さん、やりがいがあって。メンバーも、下は15歳の高校生から上は70代の方もいらっしゃいますし、異世代交流の場となっていると思っております。

以上でございます。

藤井委員長 こういうのも、勉強した成果を皆さんの前で発表する機会を作って演奏したいというのは多分、こういう方々の基本的な気持ちだと思うんですよ。だから、そういう機会を重ねていって、受講生の方々が自信を得て大きく成長されていくことは、いいような気はしますよね。

あとは何かございますか。

神島委員 質問ですけれども、北分館のきたまちアートフェスタというので、私、興味はあったんですけども、忙しくて見ることもできなかったんです。参加人数、約500人とあるのは、来場者の数ですか。

村山貫井北分館長 そうです。北分館の来場者です。

神島委員 反対のページに参加者数とあるのは、出展者の数ですか。

村山貫井北分館長 こちらは参加団体と出演者の数になります。人数ではなくて、団体。

神島委員 団体と個人の参加者ですか。

村山貫井北分館長 はい。

神島委員 それで、団体の方と個人の方というのが、割合というか、団体はどのくらいですか。団体の方も結構あったんですか。

村山貫井北分館長 そうですね。感覚的な数字になります。パフォーマンスの部門出演者の方は個人でされている方もいらっしゃるし、「ヒーリングでリフレッシュ」という映像を見せる活動をされている方は、1名で発表されておりました。その辺は一つの団体という形で、カウントしております。

亘理委員 これはいわゆる貸し館事業ですよ。そうしましたら、今、出店者というんですか、お店を出していた。すごくたんさんのコーナーがありまして、多くの人が集っていて、とても成功したと思うんですけども、お店を出していた方々からの感想というか、また来年もやってほしいというようなことはありましたでしょうか。

村山貫井北分館長 アンケートはとりまして、こちらのほうに添付しておりませんが、おおむね、また来年もこのような機会をとということで、イベントを開催し

てほしいという意見が多数ございました。

藤井委員長 あとは、よろしゅうございますか。大丈夫でしたら、この事業報告はこれくらいにしましょう。

(4) その他

ア 東京都公民館連絡協議会委員部会・研修会について

藤井委員長 報告事項、その他について、亘理さん。

亘理委員 昨日、都公連委員部会に出席してまいりました。東村山市の都公連への脱会に関連して、委員部会で残留願いを出そうという話になりました。東村山市に限らず、最近では八王子さんとか何市かが脱退されたそうで、それも含めて、研修会には出てきていただけるように、そういう文を都公連の会長さんに出す予定になりました。

それと、国分寺さんからの情報交換では、国分寺さんでは5館にそれぞれ7名ずつ公運審委員はいたのをいよいよ一本化の運びとなったということです。もう条例も改正したということです。

もう一つ大切なことですが、来月の第2回目の研修会、11月22日、土曜日、時間は変更となりまして、10時から12時、福生市の公民館、前回とは会場がちょっと違います。ほんの数メートルです。4、5集会室として行われます。テーマは「公民館の活性化の方法」で、先生は先月申しました荻野亮吾先生です渋谷大学と柏市の事例を、柏市生涯学習セミナーの事例をもとに、流れの中で教育行政改革についても触れながら、1時間、お話をいただくことになっております。

以上です。

藤井委員長 国分寺のケース、小金井とのミーティングをやったんですけれども、ああいう問題も、変えた要因の一つだったんですかね。そこまでは、別に話、出ませんでしたか。

亘理委員 はい。

藤井委員長 わかりました。

山田委員 脱退される市というのは、理由、建前かなんかわからないですけども、何か言ってますか。例えば予算がないとか、組織がかわったなど。

亘理委員 東村山市の場合は、本館とか、大きな駅前のあの館を8カ月休みにするので、それをもとに職員体制のことから始まって、都公連も脱退し、次の会長市を引き受けられないのでということでした。

藤井委員長 場所がないということですね、改修するので。そういう意味じゃないですか。

亘理委員 事務局がないというんでしょうかね。

立川委員 私がちょっと前まで委員部会に参加していたときには、八王子市は入ってなかったと思うんですけども、入ってすぐやめたということですか。

亘理委員 いえ、八王子さんは、つい近年とおっしゃっていましたから、近年の八王子さんや立川さんのようなところにもという、研修会には出てもらえるようにというようなことをしたいということですから、ここ数年の

ことのようにです。

藤井委員長 脱会するという事は、そこの自治体から公民館運営とか公民館事業がなくなるというわけでもないのでしょうか。

亘理委員 ではなくて、公運審の発令は来たというんですからね。それは残すと。何の相談もなかったとおっしゃっていました。

藤井委員長 わかりました。あと報告事項で全体的な質問、その他ございませんか。

山崎庶務係長 今ご案内いただいた11月22日の研修会についてのご案内の通知、まだこちらに来ていないんですけれども、今の時点で、参加の可能な方、いらっしゃいましたら、後程私までお申し出願います。

2 審議事項

(1) 公民館事業の計画について

藤井委員長 審議事項、まず最初は事業の計画について。資料としては横長の表の分ですね。本館と本町分館から計画が出ております。本館は子ども体験講座ですね。これは野外研修が主なんですか。

若藤事業係長 本館でございます。こちらは年に3回実施しておりますが、そのうちの最終回になります。前2回は野外での講座だったんですけれども、今回はクリスマスが近いということで、クリスマスリースを室内でつくります。去年も同様に実施した講座でございます。

藤井委員長 12月の野外研修って、ちょっとつらいものね。子供にはいいんだけどね。

若藤事業係長 そうですね。

藤井委員長 ございますか。

小島委員 ちょっと質問なんですけれども、「月刊こうみんかん」配られましたけれども、ここにも募集という形で載っていますよね。公民館事業の計画のほうに入れてないで、これ、両方見てくださいという意味ですか。

若藤事業係長 本館でございます。基本的に公民館運営審議会へは計画した事業は、必ず出すんですけれども、「月刊こうみんかん」につきましては、発行時期と募集時期とのタイミング等もあり、必ずしも計画した事業を全部載せてはおりません。市報につきましては、必ず募集記事を載せますが、「月刊こうみんかん」については、載せる、載せないは各館の判断と、紙面の都合等もありますので、編集会議で調整しながら載せております。

以上でございます。

藤井委員長 ほかにございませんか。じゃ、これはこれにしておきましょう。

(2) 公民館運営審議会ハンドブック（案）について

藤井委員長 次、2番、ハンドブックの件についてということです。

山田委員 先月から私自身、ほとんど作業が進んでないんですけれども、この前、提案して、1カ月たったので、皆さんから何かご指摘があれば、本年度中にそれを取り込んで、案を完成させたいと思っています。ご意見がありましたら、お願いいたします。この前、小島委員のほうから公民館類

小島委員 似施設のこととかなんか入れたらどうかというのがありましたけどね。公民館と生涯学習センターとコミュニティセンターなどが、どう違うかというのを入れたらいいんじゃないかなということです。

山田委員 そのような意見はありました。1カ月たったので、そのほかに何かありましたら聞いておきます。

藤井委員長 僕、さっき研究大会のときも言っていたんですけども、僕らの公民館はそうだけれども、おっしゃられた市民が勉強できる場所が、各地に結構あるんですよ。そういうのとの違いを出しておかないと、ああいふ集会に出たときに、ある意味、話が通じないケースが結構出てくるんでね。

山田委員 小金井市には、集会の場所を提供するというだけだったら、結構あるんですよ。公民館の一つのサービスとして、部屋貸しみたいなのがありますよね。それから事業とかいろいろあるんですけども、部屋貸しだけについて言えば、小金井市でも、集会施設というのが13ありまして、それから何とか会館というのもありますので、結構あります。ただ、そういうところは公民館とはちょっと違う。主体的に運用するところがないんです。ただ、場所を予約する係みたいなのはあるんですけども、事業展開がない。

ところが、武蔵野市のコミュニティセンターみたいところは、それ自体で運営委員会みたいのを持っているところがあるんですね。そういうのもあるので、その説明も盛り込みたいとは思っています。

小島委員 今ちょうど、この上の階の4階、視聴覚室で、「公民館、生涯学習センター、コミュニティセンターの違い」というのをテーマに講座が開かれているんですけども、時間がダブったんで出られないんですけども、簡単な表は資料で持ってきたんですけども、山田さん、後でコピーして、お渡しします。

山田委員 はい。

藤井委員長 そうですね。じゃ、これから、あと最後詰めるような作業をして、最終的な案も、また、この場でしまししょうね。

(3) 平成27年度教育施策（公民館部分）について

藤井委員長 それからその次、平成27年度教育施策についてというのは、この前、送付された書類の中にありますので、これの説明をお願いしますか。

山崎庶務係長 まず、小金井市の教育施策については、市民の方の目に触れる機会があまりないかと思うのですが、以前の公民館運営審議会委員の方のご発案で、企画実行委員のご協力も得て「小金井市公民館基本方針」を作られたときに、この施策の公民館部分にその方針を反映させるよう大幅に見直しをしました。その時を機会に毎年、公民館運営審議会委員の定例会の中で、この部分については、皆さんの検討の議題として提案させていただいているものです。今回初めてご覧になる方もいらっしゃると思うのですが、小金井市教育委員会の教育目標、基本方針、教育施策がこういう形で定められていること知っていただく機会として、参考まで

に全文を資料としてお配りしました。実際に検討していただく部分は、この6ページでございます(5)「公民館の充実」とあわせて、(7)「社会教育施設の整備」、この辺の部分で、これも既に過去の委員の皆さんが十分にご検討いただいた上でつくったものなのではございますが、毎年、来年度に向けて、何かつけ加える必要がある点がございましたら、この場でご提案いただいて、館長が教育委員会の場で提案させていただくものでございます。よろしくお願いします。

小島委員
山崎庶務係長

全体の中の感想ではだめなんでしょうか。5、7だけですか。
一応、ご意見が出たということでお伝えすることはできると思います。

小島委員

5と7については大体、網羅されていると私は思うんですけども、今言おうとしたのは、1ページ目に緑のマーカー引いていますね。今年度の教育施策ということですよ。基本方針1のところに「人権尊重の精神」というのがあるんですけども、これ、3年ぐらい前にも一度言ったんですけども、4行目のところに「権利と義務」って、何か対比させながら併記するような表現があるんですけども、人権って、大変ピュアな生存権みたいなもので、生存権にそもそも義務って生じるのかなというところがありまして、私の中ではこの文言が消化できないんですよ。「小金井らしさ」なんていう項目だても、2ページにも入っているんですけども、「権利と義務」とか「自由と責任」とかという表記は、都教委でも長年使用されていまして、それに準拠したのかなという気がしないでもない。2ページ、2の「人権教育」の④のところに、「小金井市子どもの権利に関する条例リーフレット」とあるんですけども、子どもの権利条例というのは、小金井市、持っているんですけども、それには「義務」という言葉は出てきておりませんでね。ちょっと私の中では、プライオリティーの問題として、まず人権があるんだよという教育のほうの方が大切なんじゃないかなということで、ちょっと疑問に思っているんですけども。

それと、男女共同参画ですか、これも条例を持っている市なんですけれども、「男女が互いの違いを認めつつ」というのが⑤のところにありますけれども、「性差異から始める社会学」なんていう自主講座も、私たち開いているんですけども、学校関係者の方、来ていませんし、この辺のことも、ちゃんと勉強しているのかなという不安が少しあります。

以上、何かすごく小難しいことを言って、申しわけありませんでしたけど、ちょっとその辺が、権利と義務、自由と責任という、何か窮屈な気がしますので、ちょっと発言させていただきました。

藤井委員長

ちょっとそれに関連してですけども、全体の議論というのは、オープンではされているわけですか。それとも、ある部なり、ある課の中の議論なんですか。

前島公民館長

つくり方としましては、これを各担当部署のほうがつくり上げたものを教育委員会に図るという形になっております。そこで、教育委員のほ

うからご意見が出れば、修正するという形の進め方になると。ですから、原案は、主な担当部署のほうでつくり上げていくという形です。

藤井委員長 そうすると、今、小島さんがおっしゃったようなことを担当部署が気づかなかつたら、そのままスルーでいってしまうというふうに理解していいわけか。

前島公民館長 教育委員会に出す前に、教育委員会の事務局のほうで集まりますので、その際に私のほうで発言することは可能だと思います。

小島委員 以前、大関さんのときに、そういう会議で発言していただいたそうです。それで、この対比させて併記するところは直らなかつたんだけど、子どもの権利条例を利用するという文言が、そこで新たに加わったという。大関さんには働いていただきまして、ありがとうございます。

藤井委員長 じゃ、100%じゃないけれども、部分、部分では影響を与えることもできるのですね。それでは、そういう小島委員の気持ちも、忖度してください。

前島公民館長 わかりました。

藤井委員長 あと、何かございませんか。特に5番、7番かな。これはもう過去何十年も、ずうっとその文言については、検討を重ねてきたものなので、そう大幅に変更するというものもないと思うんですけども。

それでは、公運審として、これでいいということで、皆さん、よろしいですか。

委員全員 (うなづく)

藤井委員長 いいですね。そういたします。

(4) 公民館事業の見直しについて

藤井委員長 それでは、公民館事業の見直しについて。これは多分、今日の配付の資料ですけども、これは館長から説明をお願いします。

前島公民館長 次第のほうには、「公民館事業の見直しについて」という形で掲載させております。通知の段階では、まだ方向性というのが定まってなくて、こういった形にさせていただいておりますが、皆さんのお手元のほうには、「見直しについて」ということで、諮問書を配付させていただいております。委員長のほうには原本、委員の皆さんはその写しということで、お配りさせていただいております。

諮問内容につきましては、こちら読ませていただきたいと思いますのですが、2番ですね。平成26年4月1日から新設された貫井北分館については、新たな公民館運営として、NPO法人市民の図書館・公民館こがねいに事業運営委託しています。

今般、貫井北分館について、公民館事業運営委託について評価いたしました。貫井北分館が円滑に運営されているとの結果となりました。

つきましては、同法人に平成27年4月から公民館東分館の公民館事業運営を委託する準備をしてまいりたいと考えています。

なお、既存の公民館を運営委託し、評価していく中で、今後の公民館全体の運営についても検討していきたいと考えておりますが、どのよう

な配慮、留意事項が必要なのか、ご意見、ご見解をお示しいただくよう、よろしく願い申し上げます。

ということが、諮問書の内容でございます。年度途中の諮問となり、大変申しわけないということを思っております。

内容について、もう少し細かく説明させていただきますが、ここにあるとおり、事業運営を現在、NPO市民の図書館・公民館こがねいさんのほうに委託しております。冒頭、評価についてお礼申し上げましたが、利用者アンケートを含め、公民館事業運営委託について評価させていただきました。結果は先ほどのとおりで、非常に満足できるというものでございました。

そこで、市といたしましては、本日、ご報告した評価、一定の評価をさせていただいた上で、平成27年4月から、委託館を1館拡大するという方向性を決めさせていただいたところでございます。貫井北分館の運営を経まして、それを対象とした利用者等の評価がよいことが、委託拡大の前提となるということと、一刻も早く市民の方々に良質なサービスを受受していただきたいということから、予算編成等の兼ね合いもあり、年度途中での急な諮問となりました。

続いて、なぜ東センターかという形になりますが、市といたしましては、図書館・公民館の複合施設の委託拡充を考えております。そうしますと、複合施設といたしましては、東センターと緑センターというのが候補に上がってまいります。そこで、東センターと緑センターを比較してみますと、東センターには、テニスコート、野外調理場、宿泊施設があります。貫井北センターにはない施設と考えております。一方、東分館のほうは、北分館とほぼ同じものと考えております。2年目で2館目ということを見ると、現状の状況と近い環境の東分館の委託が、適切であると判断しております。

来年度当初から、既存の公民館を運営委託し、評価していく中で、今後の公民館全体の運営についても検討していきたいと考えておりますが、どのような配慮、留意事項が必要なのか、ご意見、ご見解をお示しいただきたいと申し上げたいと思います。

この諮問につきましては、NPO法人市民の図書館・公民館こがねいさんに平成27年4月から東分館の公民館事業運営を委託する準備をさせていただく中で、東分館の委託そのものをどうかというのではなくて、委託の準備を進めるに当たって、委託後にどのような配慮、留意事項が必要なのかというご意見、ご見解をお示しいただきたいという諮問内容となっております。

雑駁ですが、説明は以上でございます。

説明の言葉は、ものすごいきれいですね。

考えてきました。

この諮問についての答申は当然、委員としては出すんでしょうけれども、僕も進行としては難しいんですけども、ある程度、思いのことをフリートキングで今日は展開したいんですけども、この辺、皆さん、

藤井委員長
前島公民館長
藤井委員長

いかがですか。よろしいですか。

山田委員

これはもう、東センターをNPOに任せるということがありきのことで、それにあたり、どういう点に配慮すべきかという検討なんですね。

27年4月からという、すごく時間がないんです。前に北町センターのNPOのことをやったときに、答申出すのに10カ月ぐらいかかったんですよね。そのことを考えると、すごく大変だなとは思いますが。ちゃんと勉強しないといけない。

それと、あと北町センターが、まだ半年ということで、もうちょっとやると、何か出てくるかもわからないということもあって。いろいろ検討しないといけないんだと思うのです。これはいつまでに答申を出すのですか。

前島公民館長

これは大変言いにくいところなんですけど、先ほども申し上げたとおり、27年4月からということを考えております。予算の計上の関係がございます。答申ですが、現時点では11月19日をめどにお願いしたいと考えています。次回は11月14日ということですが、これ、三者合同会議の日程となっている。その次は、もう1月に入ってしまうということから、大変日数的な問題で、答申が難しいということが言えるのではないかと考えております。

ただ、利用者にとってのメリットは大きいというふうに我々市としては考えておりますので、何とか来年度当初からの東センター委託拡大に向けてご協力いただけないかと考えております。

ひとつ、このような形で、そこまでやる、ほんとに急なお願いで申しわけないんですが、答申をいただけるかを含めて、協議をいただきたいと考えております。

藤井委員長

神島さん、何か。

神島委員

皆さんもご記憶かと思うんですが、NPOに託すに当たって、私ども、メリット・デメリットということで、すごい審議を重ねたんですよね。重ねて、北町のほうのNPOが実現したわけですけども、半年たって、4の評価だったり、Aということで、結果が出ておられるようですが、役所としては多分、この評価でいいから、東のほうもというか、あるいは役所のほうがNPOに託したい。託すほうが、役所としては今後のことを考えて、いいんだということであれば、こういう点はすごくよくて、絶対それがいいということで、実施の方向というような方向づけを示されたほうがよろしいのではないですか。

審議会のほうも。あと、どこがいいか、悪いかだけを考えて、私どもがどういうふうに今後の審議会委員としてお役にたつかと。

公民館利用に当たって、いい。すごくよくなるんだというものを求めるための方策は、できそうな気がするんですよ。

ですから、これから話し合いするということですが、よさ、悪さというものを考えて、何年かたって実施したけど、やっぱり以前のほうがよかったというような後戻りにならないような形で、しっかりと踏まえていただきたいなと思いました。

以上です。

藤井委員長

小島さん。

小島委員

私、質問なんですけれども、現在、東分館に企画実行委員さん、5名いらっしゃいますけれども、それは引き続きやっていただくという形になるんですか。

前島公民館長

そこは引き続きお願いするとか、現状のままと考えております。北のほうも、企画実行委員さん、承継しておりますし、同じ形でやっていきたいと思っていますので、かわらないということでお答えいたします。

山田委員

一番問題は、経費の節減でNPOにするんだと思うんですけれども、まだ、今のNPOで決算とかなんかやっていないですよ。その点がどうかと、よくわからないので。費用について、NPOにすれば、どれだけ節約になるか、そういう資料も欲しいと思います。それが多分、一番本音のところかなと。

藤井委員長

これは具体的に館長、数字って、もっと先じゃないと、出ないんですよ。

前島公民館長

実はとか、方向性は決めたんですけれども、審議いただいた上でという方向性で、いいという一定の判断がないと、市としても、このまま勝手に進めるわけにはいかないんで。そうしますと、ちょっと北分館の方もいらっしゃいますけれども、現実的には、正式にお願いするのは、全て、ここでのご意見をいただいたり、あと利用者の方の意見を聞いたりする予定はあるので、その辺、総合的に見た上で、市が決定するという形をとることになりますので、その後でないと、ざっくりとしたお金とかそういうのは、今、北分館をやっている想定で、出るかと思えますけれども。ただ、見込みということであれば、何となく出るのかなとは思いますが、その後、決まった後にすり合わせしていかなくていけないというのがあるんで、なかなか難しいのかなと。今、現状からすると、難しいのかなというふうに思います。

亘理委員

初めて聞きまして、大変驚いております。北分館の場合は、何もなかったところから、みんな、やろうという気持ちで頑張ってきたというようなところもありますけれども、私が公民館祭りをあちこち回って歩くと、東分館が一番地域と密着しているところだと思っているんですね。商店街の人とか子供たち、お祭りでも、子供たちもダンスを踊ったり、あれは商店街と一緒にいるんですかね。

ですから、この短い期間で答申を出すんですけれども、来月ということになると思うんですが、地元の人たちはこれを知ったら、どんなに驚かれるかなという気はいたしますね。

藤井委員長

そうですね。地元との一緒にやるというのは、あそこの分館だけのケースですからね。

この辺が、地元の方々はどういうふうな考えで、やっていくことを考えたということも、僕らとしては若干、聞いてみたい気持ちもありますね。ほか、どういう面からでもいいんですけれども、ここで聞いてお

きたいなということが。

山田委員 さっきの続きですけれども、実はNPOで決算してみて、思っていたより金がかかって、市から示された金額じゃ、こんなじゃ、受けられないよとか、そんなことはないのかなという気がしますね。

藤井委員長 それは基本、ないんでしょう。オーバーしちゃったというのは。

前島公民館長 今は委託という形でやっているの、それについての経費というのは、市の委託料の中で含まれて、人件費を含めてですね。ある程度、一定の必要経費は全部、委託料として出しているの、その部分については、問題ないというふうに。

藤井委員長 そういうことでしょうか。それが委託する、受ける側から見ても、条件なんでしょう。例えば1,000万円でしなさいよと言われたら、1,000万円超えたらもうだめなんでしょう、要は。だめというか、普通の言葉で言えば、NPOが自腹切るというふうになるわけでしょう。

山田委員 NPOができないから、受けられないということはないんでしょうか。入札ではありませんので。

前島公民館長 今まで6カ月、半年経過している中で、ご存じのとおり、スタッフの方、頑張っていたらと。非常に専門性も高くて、公民館事業に対する意識も非常に高い方々が集まっているだろう。こういう状況で、また4月以降、もし増やすとなると、また人選が必要になってくるかと思えます。ただ、今までの貫井北での経験というのを、わずか6カ月とはいえ、随分積んでいただいているというふうに思う。

やはりNPO法人立ち上げから運営開始して、まだ6カ月。そういうことは多少心配されることも、よくわかる。今まで見たところの考えだと、十分やっていけるのかなというふうな思いはありますが、今あったように、既存の館でありますので、そこはちょっと、こちらのほうの意見としては、十分に丁寧に対応していかなくちゃいけないというのは、というふうに思っています。また、そこは丁寧に見ていかなくちゃというふうに思っているところでもあります。

藤井委員長 そうすると、半年間の運営を公民館長として、ずっと見てこられて、これなら、もう1館任しても、現在のNPOの団体として、館を運営していく能力の、その人材を集められるという担保、そういうものはありと判断はされたというふうなことなんですか。

前島公民館長 そうでなければ、進められないということでございます。

藤井委員長 そうすると、具体的なあれは、こういうのは実際、来年4月の前にもやるんでしょうけれども、要は、現在の北分館のスタッフの方が何名かは東分館へ行ってというふうなことも、想定としてはあるわけですね。全くあそこにNPOが募集した新しいスタッフで運営するんじゃなくて、新しいスタッフと、現行の北分館でトレーニングを積んだ方々が一緒になって運営ということも、考えておられますか。

前島公民館長 その部分につきましては、NPOのほうの内部的なことになるので、ちょっとこちらのほうで、こうしてくれとかいう指示はできないということをおもっていますので、これはNPOさんのお考えでやっていただく

と。

藤井委員長 指示じゃないけど、こうやったほうがいいじゃないかというアドバイスはできるんでしょう。

前島公民館長 話としては、もし、正式にお願いする段階になれば、そういうお話もあるかもしれません。お伝えすることはできますが、判断するのは。

藤井委員長 それはそうです。おっしゃるとおりですね。

前島公民館長 委託で行いますので、あまり余計なことも言えないのかなというふうな思いはあります。ただ、そういう助言とか、そういうのは、ある程度、気持ちは。ただ、それも含めて、ご答申いただけると、助かると思っています。

藤井委員長 はい。神島委員。

神島委員 質問があるんですが、同法人にということとは、北町センターの方々の法人に、またお願いするということに解しているんですね。その系列の法人にという。

前島公民館長 系列というか、昨年の8月から、行政が主導だったんですけれども、立ち上げていったNPO法人でありますので、そういった経過もありますので、それで立ち上がった市民の図書館・公民館こがねいということですので、今までの経験もありますし、また、ほかにも、そのような大きな運営できるようなNPOさんというのは、いないと思っておりますので、私どもは同じ法人にというふうに思っております。

実は、職員もすごく頑張っているんですよ。ただ、異動があったりとか、公民館主事というわけではなくて、異動があったりとか、専門性も必ずしもあるという者ばかりが来るわけではない。すごく頑張っていて、地域の方ともよくやってもらっているんですが、理想を言うならば、やはり市民ということからすると、そういったところで、安定した方が継続して地域に密着できるというのは、非常に専門性も高い人がそうやって密着できるというのは、いいことなのかなという思いは、どうしてもあります。

ですから、北の様子を見てみると、やっぱりその辺はすごくいいと思っています。ただ、何回も繰り返しますけれども、今度は今までの歴史のある館なので、その地域にどう溶け込んでいくかというのは、非常に大事なことだと思っております。そこら辺、心配というか、ちょっと気になるところでございます。

藤井委員長 基本的に、拒否反応はないような気がしますけれども、今もおっしゃったように、さっきもあったけれども、地元の方々がどういうふうに思うかというのは、多分、誰も想像できないと思うんですよ。ああいう何十年もやってきてくれた公民館だからこそ、センター祭りでも一緒にやっっていこうとかいうような気持ちが、これはもう、つくろうと思っても、つくれないと思うんですよ。醸成というのが、だんだん根っこから出てきた部分、これを接ぎ木して、うまくいくかといったら、それはうまくいくケースもあろうし、そこで枯れてしまうケースもあろうしね。

亘理委員 何分、時間がないわけですからね。ですから、諮問書に、地元の人と

よく話し合いなんて、もし入れたとしても、あるいは、諮問書、今日し
かないわけですよ。私たち、反対しますって、もし、ここで決まって、
そう諮問したとして、それで、あと4月まで、どうもめても、ちょっと、
どういうふうに扱いをすればいいのか。

神島委員

亙理さんのおっしゃるその言葉が、この配慮であったり、留意点であ
ったりするんですよ。ここが、役所で言いたいところなんですよ。これ
をどういうふうに今後、アレンジして、重ね合わせながら、地域に密
着した公民館にしていくかということだと思っんです。

だから、その辺をよく役所とNPO法人との間で契約を結ぶときに、
約束事をしていただきながら、持ち込んでいくしかないかなと私は思っ
んです。役所はそうやりたい。こっちは、そんなこと言ったって、こ
ういうバランス。そのバランスをとっていくのは、私たち委員じゃなく
て、むしろ地域の人たちと役所と、そこにかかわってきた人たちとの間
で、これからかわる方との間での約束事みたいのをちょっと交わされ
ながら、乗り越えられることがいいかなというふうに私、思っんですが。

藤井委員長

まだ、一言も発言していない方は。

立川委員

都市の周辺の行政はみんな、公民館というのは、市職員とか区職員な
んかは、絶対ないほうがいいというふうに、行政が今考えていると思
うので、流れとしては当然、こういう流れになってくるだろうと思っ
んです。

ただ、東分館だけを今の北センターのNPO法人に任せるんだったら
いいんですけども、今後どんどんそういうパターンになっていってしま
うと思っんです。給食センターしかり。だから、市職員の方も、今
まで公民館の中でいろんな実績を積んできて、名前もとどろかせる方
もいらっしゃいますから、小金井市の公民館の職員さんも、そういう方
がいらっしゃると思いますし。ただ、転勤とかそういう、保証されてない
じゃないですか。民間に任せる方向になったとしても、3分の1なり半
分ぐらいは、市職員さんでやってもらわないと、大綱もできないし、内
容もチェックできないしということで、絶対残してもらわなきゃいけ
ないと思っんですが、例えば3館、4館、民間委託という形になった場合
に、1者ではまずいと思っるので、東に関しては今の延長で、しょうがな
いにしても、もう一つ展開していくときには、別な法人に依頼できるよ
うな形に持っていかないと、うまくないと思います。また、お互いに切
磋琢磨したり、評価のいい悪いで、民間2つと行政と3つが、市民から
見てもらえるような、そんな体制になっていくと、時代に合ったいい方
向になっていくんじゃないかなというふうに思っます。

前島公民館長

今現在は、おっしゃるとおりの考え方というか、先のことを考えてや
っていかないといけないことだなというふうな思っちは、私のほうも、個
人的といっいいのか、は思っます。

ただ、今現在は、もう1館増やすというところまでしか考えていない
と。その後については、諮問の中にも書かせていただきましたけれども、
その段階でお考えいただきたいことなのかなと思っているところです。

藤井委員長 その辺、難しいよね。歯どめがきかなくなっていて、最終的に、そこが公民館全部、NPO法人でということも、想定は多分、この辺の方、していると思います。その時にね。

前島公民館長 話の途中、申しわけありません。今、公にされているのは第三次行政改革というのが一つあるんですけども、そこではもうセンター化ということはどうなっているんですかね。センター化ということは、公民館の職員がいるわけなんです。その考えというのは崩していってしまうと、市とのつながりがなくなっていってしまうので、そういった今後のあり方を、この話の後になってしまいますけれども、そういったところ、どういう公民館がいいのかということは、含めて考えていかなきゃいけないんだと思うんですが、今、現状は、公民館がなくなるとか、職員がいなくなるとか、そこまでは全く考えていません。

藤井委員長 ハードルというのか、もっと言えば防波堤みたいなものはね。北分館はつくるときに、そういう情報が1個あったわけでしょう。あそこは職員配置でやらなくてやったら、つくってもいいよというようなあれはね。それが何にもない情報で、東分館は、じゃ、やったらどうと言われてきて、そこはね。僕らも、現状の公民館を支えているスタッフの方々も、絶対ノーだという気持ちでもね。だって、いつ何どき、30メートルの津波が来るといふことも、考えられるから、これが不安は不安やな、ものすごく。

そうすると、何十年も小金井の公民館スタッフとして、運営のノウハウとか住民サービスの信頼とかが、そこでなくなってしまうというのは、ちょっと情緒っぽいけれども、気持ちとして、僕も何年か公民館のことをこういう形で一緒に考えてきて、ある意味、つらいなと思うし、いや、それはあんた、行革のほうの方が大事だよとか、さっき言われた費用対効果、もしくはその後、出てきたら、こんなプラスあるじゃないかという現実的なね。情緒なくして、数字数字で来られたら、これはできなくなるような気がするの、どういうふうに理解したらいいか、私自身もわからないね。

前島公民館長 あくまでも、行革といっても、確かに一定、財政効果みたいなものはあるのかもしれないんですけども、基本的にあるのは、市民サービス向上とか市民協働と言われているのが、行革の趣旨なので、そこを外してはいけない。そこがもう第一の目標であって、次に、あわよくば財政効果があるということが。無駄な事業であれば、財政効果、そういう話になると思うんですけども、財政効果ありきという考えは全くなくて。特に公民館ですと、従来からやってきているとはいえ、これからどういふふうにNPOさんが自立してやっていった中に、地域のコミュニティーができてくるかという、これは一朝一夕にいかないとは思っているので、これからどうやっていくかというのを含めて、それなりに、いいことであれば、それはそれで、そういう公民館もありなのかなという思いはありますけど。

一旦、市と切り離してしまうというふうな考えを持ってしまうと、今

度、また市の、対等な市民の方と。例えば利用者の方とNPOさんと市の対等な関係の中で、うまくコミュニティーを醸成していくということをつくっていかなくては、意味がないことだと思っているので、そこが基本になった上で、行革を進めていく。

だから、今までのやり方と違うということが、もう、一つ行革ということありますので、そういった意味の行革なのかなと思います。

藤井委員長

その行革のプラスアルファのところを評価してほしいという面もあるわけですね。

佐々木副委員長

今回、つくるという市の方針があって、やるということで、基本的に、この決定は市が責任を負うということですよ。それに対して、我々がどういうふうにかかわっているかということで、答申を出さないという判断もあれば、何らかの出すという判断もあると思うんですね。

私個人としては、出さないというよりは、今、出たような心配する意見があるわけで、我々の意思として、こういうところは気をつけてください。例えば今回やったにしても、次のときには長期的なビジョンで、どういうふうにNPOを整備していくかを必ずつくりなさいとか、そういうふうな形の答申をつくっていくべきだろうなと思うんですね。

もう一つは、NPOに委託したときに、新しい公民館をつくっていくのは誰なのかと。今、行政が責任を持って、ある意味、職員さんが中心になって、市民参加とか市民協働を進めているわけなんですけれども、NPOというのは、簡単にいうと、仕様書の範囲内で任せられて働くというのが、基本的な形態なので、そうすると、新しい公民館というのは誰がつくっていくんだというときに、専門性を持った行政マンがいないところで、どういうふうにしていく。責任を持って、公民館事業をつくっていく主体がなくなってしまうんじゃないかなと思います。

それから3つ目は、NPOの取り扱いで、さっき競わせたらいいのではないかという話もありましたけれども、1つは、NPOを責任を持って、市とか市民が育てていくというふうなかかわり方もあると思うんです。それからあと、NPO同士を競わせていくというふうな考え方もあると思うんですけれども、それは小金井市の条件を考えた上で、やっていかなきゃならない。無責任に競わせて、安いほうが入手するような、そういう方法ではだめでしょうし、そうすると、NPOを支援すると。今回、最も心配されるのは、今、すごくいい人材が集まっているように見えるんですけれども、拡張していったときに、ほんとにいい人材が集まるのか。応募してきた人から選ばざるを得ないとか、そんなことでいいのかというふうな。そういうときに、行政がNPOの人材募集にどういうふうな支援をしていくのかということも、考えなきゃならないと思いますし、今度、2つの館を所管すると、事務局機能が必要になりますよね。実際に一つの場所で、すぐそばで職員が働いているということと、離れたところで職員が働くというふうなことになってくると、それを統括する機能も必要になってくると思うんですね。そういうふうな機能をやっているのか、それは行政が管理する既存の施設からNPOとい

ったときに、つなぎの責任ですよね。今日からNPOって、ある程度、行政がしっかりつないでいく責任というのもあると思いますので、大きく分けて、NPOを行政が支援する責任といったことも、気になるんですね。

あと、最後ちょっと日程的なものですがけれども、今日、お話を伺って、終わりというのでは、じゃ、誰がいつまとめるんですかという話になってしまいますので、少なくとも、公運審をあと1回ぐらいは、市の責任で予算を確保して、1回ぐらいはどこかで開いて、14日は無理だと思うんですけども、その案ぐらいは14日に示すとか、そういう手続きぐらいは踏まないと、今ちょっとした時間だけでも、これだけ出ていますので、もうちょっと。あと一回ぐらいは少なくとも、意見を出して詰める必要はあるのではないかなというふうに思います。

神島委員 いわゆる結論を急がないということですよ。先生、今回は東分館をNPO法人に任せるので、私たちが意見を話し合うという形で、もう一回ということでしょうか。

でも、なかなか私たちが話しても、どうなんですかね。1回多く委員会を開くと、役所のほうの予算も大変でしょうから、もう1年待つとか。私どもは任期が終わってしまうので。

北分館をつくる时候にも、私たち、とても悩んだんですよ、NPOに委託するに当たっても。佐々木先生が委員長で、藤井さんが副委員長だった時期ですが。あれだけ悩んで、1年たって、もう評価がいいから、次もやろうというのは、急ぎばやと思います。だから、次回の運審の方に任せてというのも、一手なんですよ。そうすれば、ここで予算とることもない。こんなに優秀な方達、私は除いてですが、その方達がどうかと思っておられるのですから、一回送ってみるのもよろしいのではないのでしょうか。それで、次回の人に考えていただいて、そうしようとかという結論もいいかなと思います。どちらを役所が、市長さん含めて、三役の方々が、どうしようかって迷うのも、一考かなと思うのですが。

前島公民館長 その件につきましては、既に市のほうでは話し合いを行っていただいて、それで、この諮問書ができ上がっているということで、ご理解いただきたいということなので、私どもとしては、メリットが大きいので、来年の27年4月1日から、ぜひ1館拡大する準備をさせていただきたいというふうなことでございます。

藤井委員長 館長ね、さっき、デッドライン、11月19日と。これ、もう少し延ばすことはできませんか。一体どこまで。

前島公民館長 今、調整しているところなので、はっきりは申し上げられないんですけども、12月までは延ばせるかなという感じはあります。

藤井委員長 そこをちょっと努力してくださいよ、延ばせるように。

今日も聞いていただいて、かなり個人の気持ちを発露した意見だと僕は思うんですよ。それを聞いていただいた上で、今、最大で1カ月半延ばせるようなニュアンスなんで、それはそれとして、館長側であちこち根回し努力に知恵出してもらおうということと、そしたら僕らも、渋々か

どうかわかんないけれども、ある程度の、内容はきつくなるのかどうかは別にして、答申案は出せそうな雰囲気は若干あると思うんです。

もし19日もしてくれといたら、それこそ、もっともっと議論したいこともあると思うんですよ。そういう議論、全部やって、じゃ、12月でもいいよとおっしゃってもらえれば、そういうみんなの議論の中で、プラス意見もマイナス意見も全部書き込んで、判断不可能のような答申案みたいなものは、出して出せんことないですよ。どうですかね。

特に配慮とか留意事項を大きくわかるような表現にするとかね。それは、最終的には今おっしゃったように、もう1年待ってもらうのが理想かもわからない。だけど、そこは、お互い仕事の中で、できないんだとなれば、歩み寄れるところは、19日をまず1回、ずっと延ばしてもらおうということと、僕らの答申の中身が、それこそ、使われている言葉やけども、苦渋の選択で認めたというようなニュアンスの答申案をつくれれば、読む人間はわかってくれると思うんですよ。そういうものを僕は今、まとめられたらいいんじゃないかと思うし、もし、19日が絶対だめとなれば、あとは議会との、要はテクニックみたいなもので、何とか4月からできるということをめどにやって、暫定予算とか補正とか、わからないけれども、そういう問題で、ごまかし、ごまかし、すごいタイトロープを渡っていくようなことを考えていかないと。

ここで4月、無理や思うんですよ。4月無理なら、神島さん、おっしゃったように、28年4月というふうにしな、公運審、できませんよということかなとも思うしね。お互いその辺も、細い細いタイトロープ、どこまで渡れるかのせめぎ合いという感じですが、そういうことで。

今、佐々木先生がおっしゃったように、もう一回、正式な公運審の会議やると。その前に、何人かでもいいですよ。ボランティアみたいな形で僕らが集まって、要は、この問題を考えていって、最終的な、もう一回、臨時公運審の中で、こうこうでこういう答申ですよという形が、できるんなら、12月かな。時間がないけど、そこでまとめるしか、道がないのかとは思いますが。この辺。皆さん、いかがですか。

神島委員　　いわゆるボランティアみたいに集まってとおっしゃっていましたがけれども、責任の伴うことですから、そういう安易な考えは、難しいですよ。

藤井委員長　　僕が言ったボランティアというのは、正式な公運審の会議を開いてもらって、その意見集約をするために、何人かでもいいですよ。1回集まって、どうにか皆さんの思いを出してもらって、そういうものをひっくるめた答申案を最終の臨時の公運審で館長に出すというようなスケジュールじゃないかと思うんですよ。

神島委員　　だから、役所も含めて一緒に討論をするとかという形なら、合意できるんですがね。私たちが集まってというようなのは、責任は伴いますのでという意味でございますので、ご理解ください。

前島公民館長　　おっしゃるとおりのことだと思いますので、日程等を考えさせていただいて、開く方向で、またご案内を差し上げたいと思います。

藤井委員長 今、館長から、ある程度、僕らの気持ちをわかっていただいた言葉が最後にあったと思うのですけれども、そういう形で、今年12月までに何とかまとめていける方向で、お互い何とかしませんか。

前島公民館長 はい。

藤井委員長 それで、皆さん、いいですか。
それでは、当初予定していたよりも、ちょっと時間オーバーしてしまいました。

若藤事業係長 すみません。連絡だけなんですけど、毎年行っている三者合同研修会、この三者は、公民館運営審議会、企画実行委員、それから職員の研修会ということで、毎年2月に行っております研修会を今年度も同様に実施をする予定であります。

神島委員 また、あれがありますね。

若藤事業係長 来年、2015年2月3日、この日は休館日になっておりますが、今回は本館が当番になります。昨年度は緑分館のほうに雪の中、来ていただいた記憶がおありかと思いますが、今年は本館で実施する予定であります。時間が午後2時から4時ということで、また改めまして通知はさせていただきますが、よろしく願いいたします。

山田委員 すみません。今日の福生との懇談は何時からでしたか。

山崎庶務係長 1時半からでございます。1日がかかりになってしまい申し訳ございませんが、藤井委員長、互理委員、宮澤委員、よろしく願いいたします。

藤井委員長 本日は、大きい課題ができましたけれども、よろしく願いします。
それでは、オーバーしてしまいましたが、本日の審議会はこれで終了いたします。